

平市公報

第十五號

昭和十四年六月十五日

勅語

本月二十二日青少年學徒ニ賜ハリタル勅語左ノ如シ
國本ニ培ヒ國力ヲ養ヒ以テ國家隆昌ノ氣運ヲ永世ニ維持セムトスル任タル極メテ重ク道タル甚ダ遠シ而シテ其ノ任實ニ繁リテ汝等青少年學徒ノ雙肩ニ在リ汝等其ノ氣節ヲ尚ビ廉恥ヲ重ンジ古今ノ史實ニ稽ヘ中外ノ事勢ニ鑒ミ其ノ思索ヲ精ニシ其ノ識見ヲ長シ執ル所中ヲ失ハズ嚮フ所正ヲ謬ラズ各其ノ本分ヲ恪守シ文ヲ修メ武ヲ練リ質實剛健ノ氣風ヲ振勵シ以テ負荷ノ大任ヲ全クセムコトヲ期セヨ

皇后陛下御歌及御下賜品傳達

五月二十六日午前十時ヨリ市會議事堂ニ於テ左記軍人遺家族ニ對シ市長ヨリ
皇后陛下御歌及御下賜品ヲ傳達セラレタリ
故陸軍砲兵曹長 星野嘉久治 遺族 星野久八
故陸軍歩兵上等兵西瀉知衛 遺族 西瀉徳次郎
故陸軍砲兵一等兵大阿久三郎 遺族 大阿久清作

國民精神總動員百億貯蓄強調週間設定

政府ニ於テハ六月十五日(木)ヨリ六月二十一日(水)迄一週間ヲ百億貯蓄強調週間トシテ設定シ國民貯蓄獎勵ノ一大運動ヲ起スコト、ナリ別紙要項ニ基キ極力貯蓄獎勵ノ強化徹底ヲ圖リ殊ニ『一億一心百億貯蓄』ノ趣旨ヲ休メ貯蓄組合ノ整備擴充、賞與國債支給、戰時生活ノ實踐等具體的事項ヲ定メ貯蓄報國ニ邁進スルコト、ナレリ
一、趣旨 事變ハ既ニ新ナル段階ニ入り武力戰ト併合シテ大陸經營ノ巨歩ヲ進メツ、アリ之カ爲ニハ今後一層巨額ノ資金ト多量ノ物資トヲ要スルコト言テ俟タス貯蓄ノ強化徹底ハ愈緊要トナレルヲ以テ此ノ際現段階ニ即應シテ克ク長期ニ亘ル經濟戰ニ堪フヘキ体制ヲ整ヘ新年度ノ目標タル百億貯蓄ノ達成ヲ期セムトス
二、名稱 百億貯蓄強調週間
三、期間 自 昭和十四年六月 十五日(木) 一週間
至 昭和十四年六月 二十一日(水)
四、實施事項 『昭和十四年度國民貯蓄獎勵方策ニ基キ』昭和十四年四月二十八日閣議決定『時局認識徹底方策』及『物資活用並ニ消費節約ノ基本方策』ノ趣旨ニ則リ特ニ左ノ事項ニ重點ヲ置キ國民貯蓄獎勵運動ノ強化ヲ圖ルコト
1、新提唱『一億一心百億貯蓄』ノ趣旨ヲ徹底セシムルコト
2、貯蓄組合ヲ整備擴充シ特ニ殷賑産業方面ノ貯蓄組合ヲ強化シ以テ組合貯蓄倍加運動ノ徹底ヲ圖リ目標額ノ達成ニ努ムルコト

- 3、賞與ノ高率貯蓄及賞與ノ國債支給運動ノ趣旨徹底ヲ圖ルコト
- 4、貯蓄ノ實効ヲ舉グル爲生活ノ全般ニ亙リ檢討ヲ加ヘテ簡素生活ノ美風ヲ作興シ一般物資ニ付極力消費ノ縮減ニ努ムルコト
- 五、實施上ノ注意

- 1、本週間ノ實施ニ當リテハ各團體ノ實情ニ應シ適切ナル實施計畫ヲ樹ツルコト
- 2、官公署學校其ノ他各種職場ノ地域團體及貯蓄組合ハ生活刷新貯蓄實行ニ關スル具體的實踐項目ヲ決定シ之カ勵行ヲ期スルコト
- 3、各方面ニ亙リ生活刷新貯蓄實行ノ趣旨ニ背馳スルカ如キ事項ヲ極力抑制セシムルコト

金の集中に就て

支那事變は長期建設に入り武力戦と共に經濟戰方面に重要性を加へて参りました、武器彈藥の外多數の軍需資材ばかりでなく日滿支プロツクによる長期經濟建設の爲にも莫大なる物資を要するのであります。

而して國內物産の輸出と同時に極めて必要なる我國資材を輸入するものが多いのであります、是等貿易諸物資の代金の差額は海外に公債を募らない今日にては必ず金を以て之が支拂を爲す必要があり、現下國債收支の決濟力充實に資する爲政府にては出来るだけ多くの金を保有する方法として民間所在金を集中する事になり縣廳を中心として各市町村之に協力して金を政府へ賣渡す運動を始めました、本市にては五月一日より九月三十一日まで左記の銀行にてその賣上げを行ふ事になつて居ります。

- 三町目 福島縣農工銀行平支店
- 三町目 福島貯蓄銀行平支店
- 二町目 常陽銀行平支店

三町目 七十七銀行 平支店

◎どんな金を買ひ上げるか

今回政府で買上げる金及金製品は次の様なものであります

- 一、金 貨
- 二、金 地 (金塊、金延棒、金延板又ハ金粒)
- 三、金 製 品(時計側、鎖、指輪、簪、盃又ハ大判小判、二朱金、外國貨幣、その他金を以て作られたもの)

◎どうして買上げるか

賣却する金及金製品は前記の銀行へ御持参下されば手輕にお取次ぎ致します。その際は印鑑が必要ですから御持参を願ひます。金貨(損傷なきもの)は直ちに代金が支拂はれますが、其の他は一々袋に納め造幣局に送り鑑定の上分析して純金の分量によつて代金が支拂はれます。

支那事變貯蓄債券賣出に就て

東亞新秩序の確立と長期建設の進行に伴ひ銃後國民の貯蓄は益々緊要を加へ今般政府に於ては左記の如くに依り貯蓄債券を賣出すことに決定せられたり、時恰も露滿販賣或は工場、鑛山、銀行、諸會社に於ける等の賞與、手當等の支給さるゝ時期にも相當せるを以て成るべく多數密つて購入さるゝ様希望して止まぬ次第であります。

記

- 一、賣出期日 六月十五日ヨリ同月三十日迄
- 二、賣出場所 各郵便局、各銀行
- 三、賣出金額 拾圓(額面拾五圓)
- 四、割増金 一等千圓、二等百圓、三等拾圓

臨時國勢調査要項

時局下諸般政策の立案基礎資料として國民の消費物資の數量、金額及其の地域的分布、配給の状況を明瞭ならしむる目的にて八月一日を期し臨時國勢調査を施行せらる。旨四月十八日勅令第二〇九號を以て公布されたが、實地調査は一般的實地調査と標本的實地調査との二つの方法によるものである、前者によりて物資の消費高を調査すると共に其の配給の状況を明かにし後者によりて自家消費高及建築材料消費高を算出せんとするものである。要綱は次の如くである。

【甲】 一般的實地調査(甲種經營體の調査)

(一) 調査の範圍

- 1、物品販賣を營むもの
 - 2、物品賣買の仲介業を營むもの
 - 3、法人組合其他にして物品の販賣又は賣買仲介を營むもの
 - 4、旅館、料理店及飲食店
 - 5、常時五十人以上の職工を使用する工場、常時十人以上の寄宿人を收容する寄宿舎、病院、又は船舶運輸業を營むものにして、調査期日前一年間に物品卸賣業者又は生産業者より飲食料品を購入したるもの
- (二) 調査の方法及機關

各經營體につき申告書一通を用ひ、經營主又は管理者を申告義務者として之に所定の事項を記入申告せしむ。

申告書の配布、蒐集は國勢調査員をして之に當らしむ。

尙國勢調査員の外、國勢調査指導員を置き、調査事務の指導に當らしむ。國勢調査員及國勢調査指導員は名譽職とし、府縣知事の推薦に依り内閣に於て之を命ず。

地方調査は市町村長之を管掌し、府縣知事之を指揮監督するものとす。

府縣廳内に臨時國勢調査部を設置し調査の事務を處理せしむ。

【乙】 標本的實地調査(乙種經營體の調査)

(一) 調査の範圍

- 1、市町村長の指定したる農業又は飲食料品製造業を營むもの
- 2、市町村長の指定したる物品販賣業を營むもの
- 3、市町村長の指定したる建築業を營むもの

(二) 調査の方法及機關

調査すべき經營體は各府縣に於て農業を營むものに付ては百分の一、飲食料品製造を營むものに付ては百分の二、物品販賣業を營むものに付ては百分の一に該るものを各種業態に互り選定し各經營體に付申告書一通を用ひ、經營主又は管理者を申告義務者とし之に所定の事項を記入申告せしむ。

申告書の配布、蒐集、調査の機關等は一般的實地調査に於けると同じ。

結果の整理

(一) 一般的實地調査

一般的實地調査の結果の整理は全部中央集査とし、昭和十五年中に完了するものとす。

(二) 物品の自家消費高及建築材料消費高の算定

1、農業又は飲食料品製造業を營むもの、自家消費高に付ては各府縣毎に標本的實地調査の結果に依る指定物品の一年間の生産總量に對する自家消費量の比率を求め、之を當該府縣の各種生産總量に乘するの方法及び各府縣毎に標本的實地調査に依る指定物品の平均業者當一年間の消費高を求め、之に生産業者數を乘するの方法及び依り算定す。

2、物品販賣業を營むもの、自家消費高に付ては、各府縣毎に標本的實地調査の結果に依る指定物品の一年間の賣上總額に對する自家消費高の比率を求め、之を當該府縣の各種賣上高に乘じて算定す。

3、建築材料消費高に付ては各府縣毎に標本的實地調査の結果に依り、構造種別、住宅の新築及増築一坪當り材料使用高を求め之を別に府縣に照會して得たる住宅新築及増築延坪數に乘じて算出す。

(三)物品の國民消費總高の算出

一般的實地調査の結果に依り得たる物品の消費高と標本的實地調査を基礎として算定したる物品の消費高及建築材料消費高とを合算し之を國民消費總高とす。

(四)其他の結果概要

國民消費總高の結果表の外、配給機關の數及其の地域的分布、人的構成企業組織、商品現在手拔高に關する結果をも表章す。

乳幼児体位向上檢診實施

乳幼時の健全なる發育を圖ることは人的資源擴充強化の上に極めて緊要なる對策の一と認められ昭和十四年度に於て全國乳幼児体位向上の爲檢診並に指導を實施し併せて一般育兒思想の普及向上を圖ることとなり本市に於ても衛生諸團體の協力を得て左記日割に依り實施したるに結果極めて優良なる成績を示せり。

月 日	檢診場所	通知人員	檢診人員	優良	中等	不良
六月十日	公會堂	二二三	二〇二	三一	一五八	一三
〃 十一日	〃	二二〇	二〇一	三七	一四六	一八
〃 十三日	〃	一四七	一五七	四四	八三	三〇
〃 十五日	平保健所	九一	九二	三三	四一	一八
七月一日	第四小學校	未執行				

東北六縣北海道各市豫算卜戸數人口

東北六縣、北海道各市ニ於ケル一般歲計ニ屬スル昭和十四年度豫算總額及戸數入口ヲ掲クレハ左ノ如シ

縣	入		出		戸數	人口
	稅收入	稅外收入	經常部	臨時部		
福島	三三,五五五	三〇,〇七九	六四,〇四八	〇,〇〇〇	三二四,六一一	一,六四三,六五九
若松	三〇,六三三	三〇,〇八三	五〇,七五五	〇,〇〇〇	一九〇,六三三	一,〇〇九,〇〇〇
郡山	三九,〇四四	五四,四四八	六四,八八七	〇,〇〇〇	一七〇,〇三三	九四〇,八三三
平	三三,八〇五	三三,〇二八	四四,八三三	〇,〇〇〇	三三三,〇七二	一,〇〇九,〇〇〇
山形	四四,三三三	一八,四八三	六四,〇〇七	〇,〇〇〇	二五五,四四九	一,〇〇九,〇〇〇
鶴岡	二九,七九二	二〇,二〇二	四九,九九四	〇,〇〇〇	一六六,〇〇〇	七〇〇,〇〇〇
酒田	一四,一〇四	二五,九三三	四〇,〇三七	〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇
盛岡	四〇,七八八	四三,八三三	五七,〇〇〇	〇,〇〇〇	一六六,〇〇〇	七〇〇,〇〇〇
釜石	二〇,七〇〇	六八,七三六	八三,四三三	〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇
石巻	二七,七〇〇	一六,九三三	四四,六三三	〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇
仙臺	二〇,六六六	九七,九三三	一〇八,六〇〇	〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇
秋田	四三,〇〇〇	二六,一三三	六九,一三三	〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇
青森	四四,二二二	三三,三三三	七七,五五五	〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇
弘前	三三,三三三	三三,三三三	六六,六六六	〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇
八戸	四四,四四四	二七,七七七	七二,二二二	〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇
米澤	二七,七八八	二四,四四四	五二,三三三	〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇
札幌	五五,五五五	五五,五五五	一一一,一一一	〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇
函館	五〇,〇〇〇	三三,三三三	八三,三三三	〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇
小樽	二七,七七七	三三,三三三	六〇,一一一	〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇
旭川	五五,五五五	三三,三三三	八八,八八八	〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇

家蘭 三九、八四、〇七、九三、一四、九七、七〇、三三、四七、七五、三二、八〇、六三
 劍路 四六、五三、二二、一七、六九、七〇、五〇、五九、一四、三三、六四、七〇、七、七五、五、九三
 帶廣 三三、三三、三九、六三、六三、九三、五五、九七、二六、六三、九三、七、八七、四〇、四〇

告示

告示第一九號

昭和十四年度平市歳入歳出更正豫算ノ要領左ノ如シ

昭和十五年五月三十日

平市長 青 沼 鋒 太 郎

歳入
 一金五拾萬九千參百八拾四圓
 更正豫算高
 既定豫算高

歳出

一金參拾壹萬八千九百九圓
 一金參拾壹萬五千參百貳拾參圓
 一金拾九萬壹千貳百七拾五圓
 一金拾七萬八千六百四拾八圓
 合計金五拾萬九千參百八拾四圓
 經常部更正豫算高
 全 既定豫算高
 臨時部更正豫算高
 全 既定豫算高

告示第二〇號

昭和十四年度特別會計平市公益質屋歳入歳出更正豫算ノ要領左ノ如シ

昭和十四年五月三十日

平市長 青 沼 鋒 太 郎

歳入
 一金貳萬八千貳百四拾八圓
 更正豫算高

一金四萬參百六拾八圓
 既定豫算高

歳出
 一金貳萬貳千六百九拾八圓
 經常部更正豫算高
 全 既定豫算高
 臨時部更正豫算高
 全 既定豫算高

一金參萬四千八百拾八圓
 全 既定豫算高

一金五千五百五拾圓
 全 既定豫算高

合計金貳萬八千貳百四拾八圓
 經常部更正豫算高
 全 既定豫算高

歳入出差引殘金ナシ(別表略)
 既定豫算高

告示第二一號

昭和十四年度平市歳入歳出追加豫算ノ要領左ノ如シ

昭和十四年五月 日

平市長 青 沼 鋒 太 郎

歳入
 一金貳千五百貳拾四圓
 追加豫算高
 既定豫算高

歳出

一金五拾萬九千參百八拾四圓
 合計金五拾壹萬壹千九百八圓
 經常部追加豫算高
 全 既定豫算高
 臨時部追加豫算高
 全 既定豫算高

五月中文書收受發送數

收受發送計

庶務	三三三	二二〇	五四三
學務	一三二	二八七	四一九
產務	一五五	二四〇	三九五
兵務	二四六	二五三	四九九
戶籍	三一一	三〇八	六一九
社會	一六三	一八九	三五二
工務	七〇	七五	一四五
財務	三五八	一九三	五五一
計	一、七六八	一、七五五	三、五二三

五月中戶籍寄留件數

出生	本籍	非本籍	計	證明
四六	一六	六二	一二四	一一
死亡	三二	一一	四二	四七四
婚姻	四一	二	四三	一〇二
離婚	三	二	五	九二
其他	五三	二	五五	一九四
計	一七四	三一	二〇五	一四
戶籍謄抄本	三〇三			一六

五月中公會堂使用狀況

市葬執行

一使用回数	二一回	料	金 一〇二、〇五
內有	六回		
無	一回		
市役所使用	五回		

故陸軍歩兵上等兵鈴木一氏ノ市葬ハ六月九日午後一時ヨリ平市公會堂ニ於テ青沼市長司祭者トナリ委員長、副委員長市葬係員夫々分擔盛大禮ニ執行セラレ式場ニハ陸軍三長官、帝國在郷軍人會長、軍人後援會長、大日本傷痍軍人會長關係各部隊長、聯隊區司令官、福島縣知事ノ各代理官、市名譽職員官衛長、學校長、隣接町村長各種團體ヲ始メ一般市民多數參列所定ノ順序ニ依リ伊藤副委員長開式ヲ宣シ一同英靈ニ對シ拜禮ノ上、神式、佛式ニ移リ次テ市長ノ祭詞陸軍三長官ノ代拜、帝國在郷軍人會長、大日本傷痍軍人會長、部隊長ノ弔詞代拜、仙臺稅務監督局長知事代理ヲ始メ其他逐次弔詞玉串奉奠燒香ヲナシ弔雷披露、一同拜禮、市長ノ挨拶、遺族代表ノ謝詞次テ閉式ノ辭ニテ午後三時三十分嚴肅裡ニ終了シタリ、更ニ列ヲ整ヒ沿道各學校生徒塔列一般市民ノ送葬ヲ受ク市内性源寺ニ埋葬シタリ

辭令

昭和十四年五月十八日
 書記補 波邊源儀
 書記 波邊源儀
 依願解職 元平市書記 波邊源儀
 一時給與金百七拾五圓給與

昭和十四年五月十九日

書記補ヲ命ス月俸貳拾五圓給與
財務係勤務

里見榮一

昭和十四年五月二十三日

書記ヲ命ス月俸四拾五圓給與

書記補 白土正夫

依願解職

書記 白土正夫

昭和十四年五月三十一日

依願解職

書記補 樋口敏

書記補ヲ命ス月俸四拾五圓

雇 鈴木龜之助

社會課勤務

書記 小野清

依願解職

雇ヲ命ス月俸參拾五圓

產業課勤務

大竹亘

昭和十四年六月二日

一時給與金貳百貳拾圓五拾錢給與 元平市書記 小野清

市 參 事 會

五月三十日市參事會開會附議事件左ノ如シ

一、昭和十四年年度平市歳入歳出追加豫算

一、工用材料寄附ノ件

一、寄附採納ノ件

一、市税特別税ノ徴割ノ訴願ニ對スル辨明ノ件(二件)

一、區長代理者推薦ノ件(第二十四區)

委 員 會

五月二十四日

土木委員會

五月二十五日

商業學校委員會

六月七日

土木委員會

六月十日

放送局誘致委員會

廳 中 記 事

五月十八日

防空訓練演習

五月二十三日

出征軍人遺家族定期慰問

五月二十八日

公會堂ニ於テ海軍中佐後藤正雄氏ノ海軍記念講演

五月三十一日

出征軍人遺家族定期慰問

六月一日

午後〇時四十五分歩兵上等兵鈴木一遺骨平驛着ニ付市長、市會議長、名譽職員、各官衙學校長、軍人分會、警防團、青年團、各婦人團體員其他多數出席弔意ヲ表シタリ

六月一日

一日ヨリ金集中強調週間實施(記事参照)

六月四日

午後七時ヨリ公會堂ニ於テ防空映畫會開催

六月八日

方面委員會

六月九日

市葬執行(記事参照)

六月十日

本日ヨリ十一、十三、十五、七月一ニ亘リ乳幼児檢診施行(記事参照)

六月十五日

本日ヨリ二十一日ニ亘リ國民精神總動員『百億貯蓄強

『調選問』實施(記事参照)

昭和十四年六月十五日

發行所 平市役所

發行人 青沼鋒太郎

印刷者 川崎文治

福島縣平市長橋町三五番地

印刷所 常磐毎日印刷株式會社

電話 六三〇番